

答申第 741 号

令和 2 年 1 月 24 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 6 月 5 日付けで諮問された特定日以降に開催された特定会議資料等一部非公開の件（諮問第 821 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、別表 1 に掲げる文書を特定の上、別表 2 の非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表 3 の非公開妥当情報欄に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表 4 の公開すべき情報欄に掲げる情報については公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 1 月 24 日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定日以降に開催された特定地区のまちづくりに関する会議、打合せ等（以下「特定会議」という。）を行った記録類、資料等について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、平成 30 年 2 月 7 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 3 月 26 日付けで、平成 26 年 12 月 18 日、平成 29 年 5 月 26 日、同年 6 月 2 日、同年 7 月 20 日、同年 9 月 1 日、同年 10 月 23 日、同年 11 月 1 日、同月 9 日、同月 17 日、同月 27 日、同年 12 月 25 日及び平成 30 年 1 月 23 日にそれぞれ開催された特定会議の資料（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表 2 の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして、条例第 5 条第 1 号本文を理由に、別表 2 の区分乙項から戊項までの非公開情報欄に掲げる情報については、審議等に関する情報であり、公開することにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、同条第 3 号を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成 30 年 4 月 24 日付けで、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、お

おむね次のとおりである。

- (1) 条例第5条は公開請求のあった行政文書は原則公開されることを明確に定めており、非公開とされる情報はあくまで例外としている。そのため、同条の適用には、「公開することによってその審議等に著しく支障を生じおそれのある」情報であることを必要としている。

実施機関は本件処分の理由として、「未決定の事項であり未成熟な情報が含まれるから」としか述べていないが、その論理は、結局、議論の過程、結論の形成過程を県民に明らかにせず、その情報も与えないことで、県民の積極的意見や関与を排除しようとするものにほかならない。また、実施機関の説明では、本件処分の理由が明らかになっているとはいえないことから、非公開部分が必要以上に広げられたと評価せざるを得ない。

- (2) 本件行政文書の黒塗りのページには、「※決定した内容ではありません」と記載されていることから、条例第5条第3号には該当しない。

#### 4 実施機関（担当：県土整備局都市部交通企画課）の説明要旨

弁明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第5条第1号該当性について

別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定会議に出席していた特定企業の社員の氏名、住所、年齢及び携帯電話番号（以下「特定企業の社員情報」という。）であり、これらは、条例第5条第1号本文に規定された「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当する。

- (2) 条例第5条第2号該当性について

別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報は、神奈川県内の市町村で施行された特定の事業の内容や事業収支に関する情報（以下「特定事業内容等情報」という。）である。これらの情報は、特定法人が販売している出版物から引用した数値等であることから、条例第5条第2号に規定された「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるもの」に該当する。

(3) 条例第5条第3号該当性について

本件行政文書は、特定2市が行っている特定地区のまちづくりに関する検討資料であり、別表2の区分丙から戊までの項の非公開情報欄に掲げる情報には、未決定かつ未成熟な情報が含まれているため、このような情報が公開されると、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第5条第3号に該当する。

(4) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報

別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定新駅整備に伴う実施機関及び特定2市の費用負担割合（以下「本件費用負担割合」という。）を算出するための根拠となる考え方や数値及び工程に関する情報（以下「本件費用負担割合情報」という。）であり、各自治体が負担する負担金割合や整備工程を多角的に検討するために、その過程において示された未成熟かつ未確定の情報である。また、これらの情報には、特定地区の周辺住民にとって有益であると受け取られるような情報も含まれている。

そのため、これらの情報が実施機関から何ら説明がなされていない状態で断片的に公開されると、既に決定した事項であるとの誤解が近隣住民等の間で生じるおそれがある。また、近隣住民等は公開された情報を基に事業の賛否を判断することになるため、微妙に異なる情報がいくつも提示されると、不要な混乱を招くことになるとともに、公開されていた情報とは違った結果となった場合、行政に対する不信感を生じさせるおそれがある。さらに、公開された未確定情報を悪用して、不当な取引や土地の地上げ等を行う者が出てくる可能性もある。その結果、関係者相互の率直な意見交換が妨げられ、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障を生じさせるおそれがある。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 別表2の区分丁項の非公開情報欄に掲げる情報

別表2の区分丁項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定2市が取り

組んでいる特定地区の土地区画整理事業の整備主体、事業費及び工程に関する情報（以下「本件土地区画整理事業情報」という。）であり、土地区画整理後の土地の評価の変化を示す増進率や減歩率等及び区画整理事業の具体的な作業工程スケジュールといった、区画整理区域の地権者等に直接かかわる未成熟かつ未確定な情報である。

このような情報が、まだ地権者や近隣住民に対して説明や交渉が行われていない状態で公開されると、既に決定した事項であるとの誤解が生じ、県民と行政との間の協議が混乱し、地権者からの協力が得られなくなる可能性がある。また、行政機関が地権者と交渉する際の交渉材料が明らかになり、交渉が難航したり、不調となるおそれがある。その結果、事業費の増大を招き、事業の進捗が遅延する等の影響が生じるおそれがある。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表2の区分戊項の非公開情報欄に掲げる情報

別表2の区分戊項の非公開情報欄に掲げる情報は、土地区画整理事業以外で実施を予定している関連事業における整備主体、事業費の負担割合及び工程に関する情報（以下「本件関連事業負担割合等情報」という。）であり、シンボル道路の設置等といった新駅整備に関連した事業の整備主体や具体的な事業の進め方を検討するための未成熟かつ未確定な情報である。

そのため、これらの情報が実施機関から何ら説明がなされていない状態で断片的に公開されると、既に決定した事項であるとの誤解が近隣住民等の間で生じるおそれがある。また、近隣住民等は公開された情報を基に事業の賛否を判断することになるため、微妙に異なる情報がいくつも提示されると、不要な混乱を招くことになるとともに、公開されていた情報とは違った結果となった場合、行政に対する不信感を生じさせるおそれがある。さらに、公開された未確定情報を悪用して、不当な取引や土地の地上げ等を行う者が出てくる可能性もある。その結果、関係者相互の率直な意見交換が妨げられ、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障を生じさせるおそれ

がある。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

## 5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

その結果も踏まえ、次のとおり判断する。

### (1) 条例第5条第1号該当性について

#### ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定企業の社員の氏名、住所、年齢及び携帯電話番号であり、これらは個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるものであることは明らかであることから、同号本文に該当すると判断する。

#### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もつとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨規定している。

これを本件について見ると、別表3の区分甲項の非公開妥当情報欄

に掲げる情報は、特定企業の社員の氏名であるが、同者は、取締役等の登記簿に掲載される役職者ではなく、その名前が公になっている情報ではないことが認められるため、同号ただし書アには該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書のイからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

しかしながら、別表4の区分甲項の公開すべき情報欄に掲げる情報は、特定企業の社員の氏名であるものの、同者は支社長であり、特定市の入札に関する資格者名簿に登録されており、インターネット等でその名前が公開されていることから、同号ただし書きイに該当すると判断する。

(2) 条例第5条第2号本文該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とする旨規定している。

実施機関は、別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定事業内容等情報であり、特定法人が販売している出版物から引用した数値等であることから、このような情報が公開されると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同号本文に該当する旨主張する。

しかしながら、当該出版物は、一般に販売されており、誰でも購入できるものであって、このような出版物から引用した数値等が公開されたとしても、引用部分のごく一部に過ぎず、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第3号該当性について

条例第5条第3号は、「県の機関及び県が設立した地方独立行政法人の内部若しくは相互間又は県の機関等と国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、

検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とする旨規定している。

実施機関は、別表2の区分丙項から戊項までの非公開情報欄に掲げる情報には、未決定かつ未成熟な情報が含まれているため、このような情報が公開されると、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、同号に該当する旨主張する。

しかしながら、当該非公開情報欄に掲げる情報は、本件費用負担割合情報、本件土地区画整理事業情報及び本件関連事業負担割合等情報であり、これらの情報の内容及び性質にかんがみると、公開することにより不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとまでは認められず、また、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれたり、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとも認められない。

よって、これらの情報は、同号に該当しないと判断する。

#### (4) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とする旨規定している。そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当するもののほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、これらには同号アからオまでの各規定に掲げられるものに類似し、又は関連するものも含まれると解されるため、以下検討する。

ア 別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報



- (ア) 別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表3の区分丙項の非公開妥当情報欄に掲げるものは、各自治体が負担金割合について多角的に検討するために、その過程において示された情報であることが認められる。

そのため、これらの情報が実施機関から何ら説明がなされていない状態で断片的に公開されると、既に決定した事項であるとの誤解が近隣住民の間で生じるおそれがあると認められる。また、公開されていた情報とは違った結果となった場合、近隣住民等に行政に対する不信感を生じさせるおそれがあると認められる。さらに、このような不確定な情報が公開されることが前提となると、関係者相互の率直な意見交換が妨げられ、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障を生じさせるおそれがあることが認められる。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

- (イ) しかしながら、別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表4の区分丙項の公開すべき情報欄に掲げる情報については、本件費用負担割合を検討するに当たっての一般的な見解等を示したものに過ぎない。そのため、これらの情報を公開したとしても、近隣住民等に何かしらの誤解を生じさせるおそれがあるとはいえず、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

#### イ 別表2の区分丁項の非公開情報欄に掲げる情報

- (ア) 別表2の区分丁項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定2市が土地地区画整理事業を行うに当たり、対象となる区域の土地の評価の変化を示す増進率や減歩率等を試算した結果であることが認められる。

そのため、これらの情報が実施機関から何ら説明がなされていない状態で断片的に公開されると、既に決定した事項であるとの誤解

が近隣住民の間で生じ、県民と行政との間の協議が混乱し、地権者からの協力が得られなくなるおそれがあることが認められる。また、行政機関と地権者との交渉が難航したり、不調になったりすることで、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障を生じさせるおそれがあることが認められる。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) しかしながら、別表2の区分丁項の非公開情報欄のうち、別表4の区分丁項の公開すべき情報欄に掲げる情報については、そもそも土地区画整理事業に関わる数値等が含まれていないことから、公開したとしても、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

#### ウ 別表2の区分戊項の非公開情報欄に掲げる情報

別表2の区分戊項の非公開情報欄に掲げる情報は、シンボル道路の設置等といった新駅整備に関連した事業の整備主体や具体的な事業の進め方を検討するために、その過程において示された情報であることが認められる。

そのため、これらの情報が、実施機関から地権者や近隣住民に対して、何ら説明や交渉が行われていない状態で断片的に公開されると、既に決定した事項であるとの誤解が生じ、誤った情報を伝えることになるおそれがあることが認められる。また、公開されていた情報とは違った結果となった場合、近隣住民等の間に行政に対する不信感を生じさせるおそれがあることも認められる。さらに、このような不確定な情報が公開されることが前提となると、関係者相互の率直な意見交換が妨げられ、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障を生じさせるおそれがあることも認められる。

以上から、これらの情報は、公開することにより、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号柱

書に該当すると判断する。

(5) 結論

前記(1)で判断したとおり、実施機関が、平成30年3月26日付け行政文書一部公開決定通知書（以下「一部公開決定通知書」という。）において、別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表3の区分甲項の非公開妥当情報欄に掲げる情報を条例第5条第1号本文に該当するとして非公開とした判断は妥当である。

前記(2)で判断したとおり、実施機関が、一部公開決定通知書において、別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報を、同条第2号本文に該当するとして非公開とした判断は妥当ではない。

前記(3)で判断したとおり、実施機関が、一部公開決定通知書において、別表2の区分丙項から戊項までに掲げる情報を同条第3号に該当するとして非公開とした判断は妥当ではない。しかし、前記(4)で判断したとおり、実施機関が、弁明書及び口頭説明において、別表2の区分丙項から戊項までの非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表3の非公開妥当情報欄に掲げる区分丙項から戊項までの非公開妥当情報を同条第4号柱書に該当するとして非公開とした判断は妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1 (特定文書一覧)

文書名	文書内訳
平成 26 年 12 月 18 日資料	特定地区のまちづくりに関する打合せについて
	特定市特定施設基本計画策定スケジュール
	資料 1
	資料 2
	資料 3
	資料 4
	資料 5
平成 29 年 5 月 26 日資料	打合せ記録簿
	次第
	検討調査業務委託概要 (案)
平成 29 年 6 月 2 日資料	打合せ記録簿
	次第
	検討調査業務委託概要 (案)
平成 29 年 7 月 20 日資料	打合せ記録簿
	次第
	業務実施計画書
	作業計画書
平成 29 年 9 月 1 日資料	打合せ記録簿
	次第
	評価手法マニュアル
平成 29 年 10 月 23 日資料	打合せ記録簿
	次第
	工程表
	まちづくり基本方針
	費用便益検討の作業項目 (案)

別表1（特定文書一覧）＜続き＞

文書名	文書内訳
平成29年11月 1日資料	打合せ記録簿
	次第
	施行者比較 参考資料
	年度別資金計画表
	一体施行を前提とした施行者比較
	一体施行と個別施行の比較表
	シンボル道路の施行者比較
平成29年11月 9日資料	打合せ記録簿
	次第
	一体施行と個別施行の比較
	「新駅による増進」の影響
	シンボル道路の影響
平成29年11月 17日資料	打合せ記録簿
	次第
	一体施行と個別施行のメリット・デメリット
	資料3
	資料4
	資料5
平成29年11月 27日資料	打合せ記録簿
	次第
	今後の進め方
	費用便益検討について
	報告書
平成29年12月 25日資料	打合せ記録簿
	次第
	資料1
	一体施行と単独施行の比較表
	事業フレーム総括表等（一体施行）

別表 1 (特定文書一覧) &lt;続き&gt;

文書名	文書内訳
平成 29 年 12 月 25 日資料 <続き>	事業フレーム総括表等 (単独施行)
	資料 3
	資料 4
	CO2 排出量の削減
	NOX 排出量の削減
	道路騒音
	道路交通事故の減少
	道路混雑の緩和
	不動産鑑定速報値
平成 30 年 1 月 23 日資料	打合せ記録簿
	次第
	資料 1
	総括表
	乗車時間の短縮
	交通費用の減少
	乗換利便性の向上
	車両内混雑度の緩和
	駅アクセス・イグレス時間の短縮
	固定資産税・都市計画税の増加
	新駅に対する両市の負担

別表 2 (原処分における非公開情報一覧)

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
甲	平成 29 年 7 月 20 日 資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、特定企業の社員の氏名
		業務実施計画書	特定企業の社員情報 ○ 左記文書 3 頁目中、特定企業の社員の氏名
		作業計画書	特定企業の社員情報 ○ 左記文書 4 頁目中、特定企業の社員の氏名 ○ 左記文書 12 頁目中、特定企業の社員の氏名、住所、年齢及び携帯電話番号 ○ 左記文書 15 頁目中、特定企業の社員の氏名及び携帯電話番号
甲	平成 29 年 10 月 23 日 資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、特定企業の社員の氏名
甲	平成 29 年 11 月 1 日 資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、特定企業の社員の氏名
丁		施行者比較参考資料	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書 1 頁目中、6 行目から 14 行目まで（文頭の「●」は除く。）、表中第 2 欄第 3 項から第 3 欄第 5 項まで ○ 左記文書 2 頁目中、4 行目 24 文字目から 75 文字目まで、枠中 2 行目 2 文字目から 3 行目まで、表中第 3 欄第 5 項から第 17 欄第 30 項まで
		年度別資金計画表	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書 1 頁目から 12 頁目までの各表の記載内容（項目名は除く。）
		一体施行を前提とした施行者比較	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書表中、第 1 欄第 3 項 3 行目 8 文字目から 10 文字目まで、第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 6 項まで
		一体施行と個別施行の比較表	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書中、表の記載内容（項目名は除く。）
戊		シンボル道路の施行者比較	本件関連事業負担割合等情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 4 項から第 4 欄第 4 項まで

別表 2 (原処分における非公開情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開情報	
甲	平成 29 年 11 月 9 日資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、特定企業の社員の氏名	
丁		一体施行と個別施行の比較	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書中、4 行目から 9 行目まで (文頭の「・」は除く。)、左側表中第 4 欄第 5 項から第 6 欄第 25 項まで、右側表中第 1 欄第 4 項から第 2 欄第 24 項まで	
丙			本件費用負担割合情報 ○ 左記文書中、「費用負担の考え方 (例)」の内容 (「昭和の作業」は除く。)	
丁		「新駅による増進」の影響	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書 1 頁目中、11 行目 5 文字目から 55 文字目まで、12 行目 5 文字目から 53 文字目まで、13 行目 5 文字目から 55 文字目まで、14 行目 5 文字目から 54 文字目まで、15 行目から 18 行目まで、上段表中第 2 欄第 1 項から第 5 欄第 5 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項から第 6 欄第 16 欄まで ○ 左記文書 2 頁目中、2 行目から 28 行目まで (文頭の括弧付き数字は除く。)	
		シンボル道路の影響	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書中、5 行目 4 文字目から 16 行目まで、18 行目 6 文字目から 22 行目まで、23 行目 6 文字目から 15 文字目まで、24 行目から 25 行目まで	
甲	平成 29 年 11 月 17 日資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、特定企業の社員の氏名	
丙		一体施行と個別施行のメリット・デメリット	左記文書 1 頁目	本件費用負担割合情報 ○ 別紙 1 に掲げる非公開情報①
丁				本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 1 に掲げる非公開情報②
丙			左記文書 2 頁目	本件費用負担割合情報 ○ 別紙 2 に掲げる非公開情報①
丁	本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 2 に掲げる非公開情報②			



別表 2 (原処分における非公開情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開情報	
丙	平成 29 年 11 月 17 日 資 料 < 続き >	一 体 施 行 と 個 別 施 行 の メ リ ッ ト ・ デ メ リ ッ ト < 続き >	左記文書 3 頁目	本件費用負担割合情報 ○ 別紙 3 に掲げる非公開情報①
丁				本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 3 に掲げる非公開情報②
丙			左記文書 4 頁目	本件費用負担割合情報 ○ 別紙 4 に掲げる非公開情報①
丁				本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 4 に掲げる非公開情報②
乙		資料 3	特定事業内容等情報 ○ 左記文書表中、第 12 欄第 4 項から第 17 欄第 34 項まで、第 19 欄第 4 項から第 23 欄第 34 項まで	
丙		資料 5	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書 2 頁目中、5 行目から 8 行目まで、10 行目から 16 行目まで、17 行目、図すべて ※文頭の「・」は除く。 ○ 左記文書 3 頁目中、4 行目から 5 行目まで（文頭の「・」は除く。）、7 行目、枠内すべて、図すべて ○ 左記文書 5 頁目中、4 行目から 12 行目まで（文頭の「・」及び丸囲み数字は除く。）、13 行目 5 文字目から 14 行目まで、最上段表すべて、上から 2 段目表中第 1 欄第 1 項、第 2 欄第 1 項から第 6 欄第 3 項まで、上から 3 段目表すべて、上から 4 段目表すべて（表の右側の記載事項もすべて含む。）、上から 5 段目表中第 2 欄第 2 項、第 3 欄第 2 項 2 行目、第 4 欄第 2 項 2 行目、第 6 欄第 2 項、第 7 欄第 2 項 2 行目、第 8 欄第 2 項 2 行目、第 2 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、最下段表中第 2 欄第 2 項、第 3 欄第 2 項 2 行目、第 4 欄第 2 項 2 行目、第 6 欄第 2 項、第 7 欄第 2 項 2 行目、第 8 欄第 2 項 2 行目、第 2 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで ○ 左記文書 6 頁目中、1 行目 1 文字目から 18 文字目まで、図すべて ○ 左記文書 7 頁目中、5 行目 4 文字目から 10 行目まで（文頭の「・」は除く。）、13 行目、15 行目、枠内すべて、各表すべて	

別表 2 (原処分における非公開情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丙	平成 29 年 11 月 17 日 資料 < 続き >	資料 5 < 続き >	<p>○ 左記文書 8 頁目中、5 行目、6 行目 5 文字目から 9 行目まで、12 行目、14 行目、上段表中第 2 欄第 2 項、第 3 欄第 2 項 2 行目、第 4 欄第 2 項 2 行目から 3 行目まで、第 6 欄第 2 項、第 7 欄第 2 項 2 行目、第 8 欄第 2 項 2 行目から 3 行目まで、第 2 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、中段表中第 2 欄第 1 項から第 5 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 4 文字目から 15 文字目まで、第 6 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項までを 1 つとする項目、第 2 欄第 2 項、第 3 欄第 2 項 2 行目、第 4 欄第 2 項 2 行目から 3 行目、第 6 欄第 2 項、第 7 欄第 2 項 2 行目、第 8 欄第 2 項 2 行目から 3 行目、第 2 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 3 項まで</p> <p>○ 左記文書 9 頁目中、5 行目から 8 行目まで (文頭の「・」は除く。)、10 行目 8 文字目から 20 文字目まで、11 行目 9 文字目から 42 文字目まで、12 行目 9 文字目から 42 文字目まで、13 行目 8 文字目から 44 文字目まで、15 行目、16 行目 5 文字目から 17 行目まで、上段表中第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 4 文字目から 15 文字目まで、第 5 欄第 1 項から第 7 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 2 欄第 3 項から第 7 欄第 3 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 4 文字目から 15 文字目まで、第 5 欄第 1 項から第 7 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 2 欄第 3 項から第 7 欄第 3 項まで</p> <p>○ 左記文書 10 頁目中、9 行目、下段表中第 2 欄第 2 項、第 3 欄第 2 項 2 行目、第 4 欄第 2 項 2 行目、第 6 欄第 2 項、第 7 欄第 2 項 2 行目、第 8 欄第 2 項 2 行目、第 2 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、図すべて</p>

別表2（原処分における非公開情報一覧）＜続き＞

区分	文書名	文書内訳	非公開情報	
甲	平成 29 年 11 月 27 日 資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、特定企業の社員の氏名	
		報告書	特定企業の社員情報 ○ 左記文書2頁目中、特定企業の社員の氏名	
甲	平成 29 年 12 月 25 日 資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、特定企業の社員の氏名	
丁		資料1	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目中、別紙5に掲げる非公開情報 ○ 左記文書2頁目から10頁目までの別紙6に掲げる非公開情報	
丙		一体施行と単独施行の比較表	左記文書1頁目	本件費用負担割合情報 ○ 上段表中第5欄第33項から第8欄第35項まで、下段表中第2欄第1項1行目から2行目まで
				本件土地区画整理事業情報 ○ 4行目から5行目（文頭の「・」は除く。）、上段表中第5欄第7項から第8欄第32項まで、下段表中第2欄第2項3行目から7行目まで、第2欄第2項
左記文書2頁目			本件費用負担割合情報 ○ 上段表中第5欄第33項から第7欄第35項まで、下段表中第2欄第2項4行目	
			本件土地区画整理事業情報 ○ 上段表中第5欄第7項から第7欄第32項まで、下段表中第2欄第1項、第2欄第2項1行目から3行目まで、5行目から7行目まで	
丁	事業フレーム総括表等（一体施行）	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目表中、第3欄第7項から第5欄第36項まで ○ 左記文書2頁目中、左側表中第6欄第3項から第7欄第28項まで、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の2行目、右側下段表中第1欄第2項から第7欄第2項までの項目の2行目		

別表 2 (原処分における非公開情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丁	平成 29 年 12 月 25 日 資料 < 続き >	事業フレーム総括表等 (一体施行) < 続き >	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 3 頁目表中、第 4 欄第 7 項から第 5 欄第 36 項まで</li> <li>○ 左記文書 4 頁目中、6 行目から 9 行目まで、左側表中第 6 欄第 3 項から第 7 欄第 28 項まで、右側上段表中第 3 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項までの項目の 2 行目、右側中段表中第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項までの項目の 2 行目、右側下段表中第 1 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項までの項目の 2 行目</li> <li>○ 左記文書 5 頁目及び 6 頁目中の各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> </ul>
		事業フレーム総括表等 (単独施行)	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目表中、第 3 欄第 7 項から第 5 欄第 35 項まで</li> <li>○ 左記文書 2 頁目中、左側表中第 6 欄第 3 項から第 7 欄第 28 項まで、右側上段表中第 3 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項までの項目の 2 行目、右側中段表中第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項までの項目の 2 行目、右側下段表中第 1 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項までの項目の 2 行目</li> <li>○ 左記文書 3 頁目表中、第 4 欄第 7 項から第 5 欄第 35 項まで</li> <li>○ 左記文書 4 頁目中、5 行目から 8 行目、左側表中第 6 欄第 3 項から第 7 欄第 28 項まで、右側上段表中第 3 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項までの項目の 2 行目、右側中段表中第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項までの項目の 2 行目、右側下段表中第 1 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項までの項目の 2 行目</li> <li>○ 左記文書 5 頁目及び 6 頁目の各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> </ul>
		資料 3	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、各枠内の記載内容 (各枠内 1 行目は除く。)</li> <li>○ 左記文書 2 頁目表中、第 3 欄第 3 項から同欄第 8 項まで、第 5 欄第 3 項から同欄第 8 項まで</li> </ul>
丙		資料 4	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 2 頁目表中、第 3 欄第 12 項から第 7 欄第 21 項まで</li> </ul>

別表 2（原処分における非公開情報一覧）＜続き＞

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丙	平成 29 年 12 月 25 日 資 料 ＜続き＞	C O 2 排 出 量 の 削 減	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、21 行目 25 文字目から 27 行目まで（文頭の「<input checked="" type="checkbox"/>」は除く。）</li> <li>○ 左記文書 2 頁目中、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> </ul>
		N O X 排 出 量 の 削 減	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、22 行目 25 文字目から 28 行目まで（文頭の「<input checked="" type="checkbox"/>」は除く。）</li> <li>○ 左記文書 2 頁目中、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> </ul>
		道路騒音	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 2 頁目中、14 行目 22 文字目から 15 行目まで、上段表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 3 頁目中、5 行目 10 文字目から 13 文字目まで、6 行目 8 文字目から 11 文字目まで、7 行目 8 文字目から 12 文字目まで、10 行目 11 文字目から 14 文字目まで、11 行目 8 文字目から 11 文字目まで、12 行目 8 文字目から 12 文字目まで、15 行目 14 文字目から 17 文字目まで、16 行目 8 文字目から 11 文字目まで、17 行目 8 文字目から 12 文字目まで、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 4 頁目中、4 行目 11 文字目から 14 文字目まで、5 行目 8 文字目から 11 文字目まで、6 行目 8 文字目から 12 文字目まで、9 行目 13 文字目から 16 文字目まで、10 行目 8 文字目から 11 文字目まで、11 行目 8 文字目から 12 文字目まで、14 行目 13 文字目から 16 文字目まで、15 行目 8 文字目から 11 文字目まで、16 行目 8 文字目から 12 文字目まで、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 5 頁目中、4 行目 14 文字目から 17 文字目まで、5 行目 8 文字目から 11 文字目まで、6 行目 8 文字目から 12 文字目まで、10 行目、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> </ul>

別表 2 (原処分における非公開情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丙	平成 29 年 12 月 25 日 資料 < 続き >	道路交通事故の減少	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 3 頁目中、6 行目 5 文字目から 8 文字目まで、7 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、11 行目 5 文字目から 8 文字目まで、12 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、16 行目 5 文字目から 8 文字目まで、17 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、21 行目 5 文字目から 8 文字目まで、22 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 4 頁目中、5 行目 5 文字目から 8 文字目まで、6 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、10 行目 5 文字目から 8 文字目まで、11 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、15 行目 5 文字目から 8 文字目まで、16 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、20 行目、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> </ul>
		道路混雑の緩和	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 2 頁目中、21 行目 22 文字目から 26 行目まで</li> <li>○ 左記文書 3 頁目中、6 行目 7 文字目から 10 文字目まで、7 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、8 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、11 行目 7 文字目から 10 文字目まで、12 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、13 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、16 行目 7 文字目から 10 文字目まで、17 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、18 行目 5 文字目から 8 文字目、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、21 行目 7 文字目から 10 文字目まで、22 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、23 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> </ul>

別表 2（原処分における非公開情報一覧）＜続き＞

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丙	平成 29 年 12 月 25 日 資料 ＜続き＞	道路混雑の緩和 ＜続き＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 4 頁目中、5 行目 7 文字目から 10 文字目まで、6 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、7 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、10 行目 7 文字目から 10 文字目まで、11 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、12 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、15 行目 7 文字目から 10 文字目まで、16 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、17 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、20 行目、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 5 頁目下段表中、第 2 欄第 2 項から第 7 欄第 13 項まで</li> <li>○ 左記文書 6 頁目中、9 行目 7 文字目から 10 文字目まで、10 行目 7 文字目から 11 文字目まで、11 行目 5 文字目から 8 文字目まで、14 行目 7 文字目から 10 文字目まで、15 行目 7 文字目から 11 文字目まで、16 行目 5 文字目から 8 文字目まで、19 行目 7 文字目から 10 文字目まで、20 行目 7 文字目から 11 文字目まで、21 行目 5 文字目から 8 文字目まで、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 7 頁目中、5 行目 7 文字目から 10 文字目まで、6 行目 7 文字目から 11 文字目まで、7 行目 5 文字目から 8 文字目まで、10 行目 7 文字目から 10 文字目まで、11 行目 7 文字目から 11 文字目まで、12 行目 5 文字目から 8 文字目まで、15 行目 7 文字目から 10 文字目まで、16 行目 7 文字目から 11 文字目まで、17 行目 5 文字目から 8 文字目まで、20 行目 7 文字目から 10 文字目まで、21 行目 7 文字目から 11 文字目まで、22 行目 5 文字目から 8 文字目まで、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 8 頁目中、5 行目、13 行目、16 行目、19 行目、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> </ul>

別表 2 (原処分における非公開情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開情報	
丁	平成 29 年 12 月 25 日 資料 < 続き >	不動産鑑定速報値	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、2 行目から 5 行目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 2 頁目中、5 行目 4 文字目から 7 文字目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 3 頁目中、4 行目、6 行目、7 行目 4 文字目から 7 文字目まで、10 行目、12 行目、13 行目 4 文字目から 7 文字目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 4 頁目中、4 行目、6 行目、7 行目 4 文字目から 7 文字目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 5 頁目中、4 行目、6 行目、7 行目 4 文字目から 7 文字目まで、10 行目、12 行目、13 行目 4 文字目から 7 文字目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 6 頁目中、4 行目、6 行目、7 行目 4 文字目から 7 文字目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 7 頁目及び 8 頁目中、別紙 7 に掲げる非公開情報部分</li> <li>○ 左記文書 9 頁目及び 10 頁目中、別紙 8 に掲げる非公開情報部分</li> </ul>	
甲		打合せ記録簿	<p>特定企業の社員情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定企業の社員の氏名</li> </ul>	
丙	平成 30 年 1 月 23 日 資料	資料 1	左記文書 1 頁目	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上段表中第 5 欄第 32 項から第 8 欄第 34 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項 1 行目から 2 行目まで、6 行目から 7 行目まで、第 2 欄第 2 項 3 行目</li> </ul>
丁				<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4 行目、上段表中第 5 欄第 7 項から第 8 欄第 31 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項 3 行目から 5 行目まで、第 2 欄第 2 項 1 行目から 2 行目まで</li> </ul>



別表 2 (原処分における非公開情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開情報	
丙	平成 30 年 1 月 23 日 資料 < 続き >	資料 1	左記文書 2 頁目	本件費用負担割合情報 ○ 上段表中第 5 欄第 32 項から第 7 欄第 34 項まで、下段表中第 2 欄第 2 項 5 行目
丁				本件土地区画整理事業情報 ○ 上段表中第 5 欄第 7 項から第 7 欄第 31 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項、第 2 欄第 2 項 1 行目から 4 行目まで
丁			本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書 3 頁目中、3 行目、表中第 4 欄第 7 項から第 5 欄第 37 項まで ○ 左記文書 4 頁目中、3 行目から 4 行目まで、6 行目から 7 行目まで、9 行目から 10 行目まで、左側表中第 6 欄第 3 項から第 7 欄第 28 項まで、右側上段表中第 3 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、右側中段表中第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項まで、右側下段表中第 1 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項までの項目の 2 行目 ○ 左記文書 5 頁目中、各表の記載内容 (項目名は除く。) ○ 左記文書 6 頁目中、3 行目、表中第 4 欄第 2 項から第 5 欄第 35 項まで ○ 左記文書 7 頁目中、3 行目から 4 行目まで、6 行目から 7 行目まで、9 行目から 10 行目まで、左側表中第 6 欄第 3 項から第 8 欄第 28 項まで、右側上段表中第 3 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、右側中段表中第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項まで、右側下段表中第 1 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項まで ○ 左記文書 8 頁目中、各表の記載内容 (項目名は除く。) ○ 左記文書 9 頁目中、3 行目、表中第 4 欄第 7 項から第 5 欄第 37 項まで ○ 左記文書 10 頁目中、左側表中第 6 欄第 3 項から第 7 欄第 28 項まで、右側上段表中第 3 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、右側中段表中第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項まで、右側下段表中第 1 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項まで	

別表 2 (原処分における非公開情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丁	平成 30 年 1 月 23 日 資 料 < 続き >	資料 1 < 続き >	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 11 頁目中、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 12 頁目中、3 行目、表中第 4 欄第 7 項から第 5 欄第 36 項まで</li> <li>○ 左記文書 13 頁目中、左側表中第 6 欄第 3 項から第 7 欄第 28 項まで、右側上段表中第 3 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、右側中段表中第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項まで、右側下段表中第 1 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項まで</li> <li>○ 左記文書 14 頁目中、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> </ul>
丙		総括表	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 12 項から第 7 欄第 21 項まで
		乗車時間の短縮	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書 1 頁目中、7 行目から 11 行目 (文頭の「・」は除く。)、14 行目から 21 行目まで (文頭の丸囲み数字及び「・」は除く。)、表中第 1 欄第 1 項から同欄第 5 項まで、第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 6 項まで ○ 左記文書 2 頁目中、3 行目から 10 行目まで (文頭の丸囲み数字及び「・」は除く。)、11 行目 3 文字目から 17 行目まで (文頭の「⇒」及び「・」は除く。)、表中第 1 欄第 1 項から同欄第 5 項まで、第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 6 項まで ○ 左記文書 3 頁目中、4 行目から 5 行目まで、7 行目から 14 行目まで (文頭の「⇒」、「※」及び「・」は除く。)、16 行目から 23 行目まで (文頭の「・」は除く。)、各図すべて
		交通費用の減少	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書中、7 行目から 11 行目まで、17 行目から 18 行目まで ※文頭の「・」は除く。
	乗換利便性の向上	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書中、5 行目から 11 行目まで、17 行目から 22 行目まで ※文頭の「・」は除く。	

別表2（原処分における非公開情報一覧）＜続き＞

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丙	平成30年1月23日資料 ＜続き＞	車両内混雑度の緩和	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書中、7行目、12行目25文字目から32文字目まで、15行目から17行目まで、19行目から25行目まで、上段表中第1欄第2項から同欄第3項まで、第2欄第2項から第4欄第4項まで、中段表及び下段表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>※文頭の「・」及び「⇒」は除く。</li> </ul>
		駅アクセス・イグレス時間の短縮	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書1頁目中、7行目から17行目まで（文頭の「・」、括弧付き数字及び「※」は除く。）、図すべて</li> <li>○ 左記文書2頁目中、3行目3文字目から7行目まで（文頭の「・」は除く。）、表中第1欄第1項から同欄第5項まで、第2欄第2項から第4欄第6項まで、図すべて</li> <li>○ 左記文書3頁目中、3行目4文字目から8行目まで（文頭の「・」は除く。）、図すべて</li> <li>○ 左記文書4頁目中、3行目から9行目まで（文頭の括弧付き数字及び「・」は除く。）、上段表及び下段表すべて、中段表中第1欄第1項から同欄第5項まで、第2欄第2項から第4欄第6項まで</li> <li>○ 左記文書5頁目中、3行目から12行目まで（文頭の「・」を除く。）</li> </ul>
		固定資産税・都市計画税の増加	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書1頁目中、7行目から14行目まで（文頭の「・」を除く。）、18行目から33行目まで（文頭の「・」及び「※」を除く。）</li> <li>○ 左記文書2頁目中、3行目、図すべて</li> <li>○ 左記文書3頁目中、3行目から4行目まで（文頭の中点を除く。）、6行目から8行目まで、9行目1文字目から15文字目まで、10行目、図すべて</li> <li>○ 左記文書5頁目中、各表すべて</li> </ul>

別表 2 (原処分における非公開情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丙	平成 30 年 1 月 23 日 資料 < 続き >	固定資産税・都市計画税の増加 < 続き >	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 6 頁目中、4 行目、表中第 2 欄第 2 項 1 行目から 2 行目まで、第 3 欄第 2 項 3 行目、第 4 欄第 2 項 3 行目、第 6 欄第 2 項 1 行目から 2 行目まで、第 7 欄第 2 項 3 行目、第 8 欄第 2 項 3 行目、第 2 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで</li> <li>○ 左記文書 7 頁目中、3 行目、図すべて</li> </ul>
		新駅に対する両市の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書中、4 行目から 7 行目まで、9 行目、11 行目から 19 行目まで、21 行目</li> <li>※ 文頭の「・」は除く。</li> </ul>

別表3（原処分における非公開妥当情報一覧）

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
甲	平成29年7月20日資料	打合せ記録簿	<p>特定企業の社員情報</p> <p>○ 左記文書表中、第2欄第2項から第4欄第2項までを1つとする項目のうち6行目7文字目から8文字目まで、15文字目から16文字目まで</p>
		業務実施計画書	<p>特定企業の社員情報</p> <p>○ 特定企業の社員の氏名（支社長名を除く。）</p>
		作業計画書	<p>特定企業の社員情報</p> <p>○ 左記文書4頁目中、特定企業の社員の氏名</p> <p>○ 左記文書12頁目中、特定企業の社員の氏名、住所、年齢及び携帯電話番号</p> <p>○ 左記文書15頁目中、特定企業の社員の氏名及び携帯電話番号</p>
甲	平成29年10月23日資料	打合せ記録簿	<p>特定企業の社員情報</p> <p>○ 左記文書表中、特定企業の社員の氏名</p>
甲	平成29年11月1日資料	打合せ記録簿	<p>特定企業の社員情報</p> <p>○ 左記文書表中、第2欄第2項から第4欄第2項までを1つとする項目のうち4行目7文字目から8文字目まで、15文字目から16文字目まで</p>
丁		施行者比較参考資料	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <p>○ 左記文書1頁目中、6行目から14行目まで（文頭の「●」は除く。）、表中第2欄第4項から第3欄第5項まで</p> <p>○ 左記文書2頁目中、4行目24文字目から75文字目まで、表中2行目2文字目から3行目まで、表中第3欄第5項から第17欄第30項まで</p>
		年度別資金計画表	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <p>○ 左記文書1頁目から12頁目までの各表の記載内容（項目名は除く。）</p>
		一体施行を前提とした施行者比較	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <p>○ 左記文書表中、第1欄第3項3行目8文字目から10文字目まで、第2欄第2項から第4欄第6項まで</p>
		一体施行と個別施行の比較表	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <p>○ 左記文書中、表の記載内容（項目名は除く。）</p>

別表3（原処分における非公開妥当情報一覧）＜続き＞

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
戊	平成 29 年 11 月 1 日資料 ＜続き＞	シンボル道路の施行者比較	本件関連事業負担割合等情報 ○ 左記文書表中、第2欄第4項から第4欄第4項まで
甲	平成 29 年 11 月 9 日資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、第2欄第2項から第4欄第2項までを1つとする項目のうち、4行目7文字目から8文字目まで、15文字目から16文字目まで
丁		一体施行と個別施行の比較	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書中、4行目から9行目まで（文頭の「・」は除く。）、左側表中第4欄第5項から第6欄第25項まで、右側表中第1欄第4項から第2欄第24項まで
丙			本件費用負担割合情報 ○ 左記文書中、「費用負担の考え方（例）」の内容（「昭和の作業」は除く。）
丁		「新駅による増進」の影響	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目中、11行目5文字目から55文字目まで、12行目5文字目から53文字目まで、13行目5文字目から55文字目まで、14行目5文字目から54文字目まで、15行目から18行目まで、上段表中第2欄第1項から第5欄第5項まで、下段表中第2欄第1項から第6欄第16欄まで ○ 左記文書2頁目中、2行目から28行目まで（文頭の括弧付き数字は除く。）
		シンボル道路の影響	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書中、5行目4文字目から16行目まで、18行目6文字目から22行目まで、23行目6文字目から15文字目まで、24行目から25行目まで
甲	平成 29 年 11 月 17 日資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、第2欄第2項から第4欄第2項までを1つとする項目のうち、6行目7文字目から8文字目まで、15文字目から16文字目まで

別表 3 (原処分における非公開妥当情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報	
丙	平成 29 年 11 月 17 日 資 料 < 続き >	一 体 施 行 と 個 別 施 行 の メ リ ッ ト ・ デ メ リ ッ ト	左記文書 1 頁目	本件費用負担割合情報 ○ 別紙 3 に掲げる非公開情報①
丁				本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 3 に掲げる非公開情報②
丙			左記文書 2 頁目	本件費用負担割合情報 ○ 別紙 4 に掲げる非公開情報①
丁				本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 4 に掲げる非公開情報②
丙			左記文書 3 頁目	本件費用負担割合情報 ○ 別紙 3 に掲げる非公開情報①
丁				本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 3 に掲げる非公開情報②
丙			左記文書 4 頁目	本件費用負担割合情報 ○ 別紙 4 に掲げる非公開情報①
丁				本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 4 に掲げる非公開情報②
丙		資料 5	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 3 頁目中、枠内すべて、図すべて</li> <li>○ 左記文書 5 頁目中、9 行目、12 行目、13 行目 5 文字目から 14 行目まで、最上段表すべて、上から 2 段目表中第 1 欄第 1 項、第 2 欄第 1 項から第 6 欄第 3 項まで、上から 3 段目表すべて、上から 4 段目表すべて (表の右側の記載事項もすべて含む。)、上から 5 段目表中第 2 欄第 2 項、第 3 欄第 2 項 2 行目、第 4 欄第 2 項 2 行目、第 6 欄第 2 項、第 7 欄第 2 項 2 行目、第 8 欄第 2 項 2 行目、第 2 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、最下段表中第 2 欄第 2 項、第 3 欄第 2 項 2 行目、第 4 欄第 2 項 2 行目、第 6 欄第 2 項、第 7 欄第 2 項 2 行目、第 8 欄第 2 項 2 行目、第 2 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで</li> <li>○ 左記文書 7 頁目中、7 行目から 10 行目まで (文頭の「・」を除く。)、13 行目、15 行目、枠内すべて、各表すべて</li> </ul>	

別表 3 (原処分における非公開妥当情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丙	平成 29 年 11 月 17 日 資料 < 続き >	資料 5 < 続き >	<p>○ 左記文書 8 頁目中、5 行目、6 行目 5 文字目から 9 行目まで、12 行目、14 行目、上段表中第 2 欄第 2 項、第 3 欄第 2 項 2 行目、第 4 欄第 2 項 2 行目から 3 行目まで、第 6 欄第 2 項、第 7 欄第 2 項 2 行目、第 8 欄第 2 項 2 行目から 3 行目まで、第 2 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、中段表中第 2 欄第 1 項から第 5 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 4 文字目から 15 文字目まで、第 6 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 2 欄第 2 項、第 3 欄第 2 項 2 行目、第 4 欄第 2 項 2 行目から 3 行目、第 6 欄第 2 項、第 7 欄第 2 項 2 行目、第 8 欄第 2 項 2 行目から 3 行目、第 2 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 3 項まで</p> <p>○ 左記文書 9 頁目中、7 行目から 8 行目まで (文頭の「・」を除く。)、11 行目 9 文字目から 42 文字目まで、12 行目 9 文字目から 42 文字目まで、13 行目 8 文字目から 44 文字目まで、15 行目、16 行目 5 文字目から 17 行目まで、上段表中第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 4 文字目から 15 文字目まで、第 5 欄第 1 項から第 7 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 2 欄第 3 項から第 7 欄第 3 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 4 文字目から 15 文字目まで、第 5 欄第 1 項から第 7 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 2 欄第 3 項から第 7 欄第 3 項まで</p> <p>○ 左記文書 10 頁目中、9 行目、下段表中第 2 欄第 2 項、第 3 欄第 2 項 2 行目、第 4 欄第 2 項 2 行目、第 6 欄第 2 項、第 7 欄第 2 項 2 行目、第 8 欄第 2 項 2 行目、第 2 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項まで、図すべて</p>



別表 3 (原処分における非公開妥当情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報	
甲	平成 29 年 11 月 27 日 資料	打合せ記録簿	<p>特定企業の社員情報</p> <p>○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項までを 1 つとする項目のうち 5 行目 6 文字目から 7 文字目まで、14 文字目から 15 文字目まで</p>	
		報告書	<p>特定企業の社員情報</p> <p>○ 左記文書 2 頁目中、特定企業の社員の氏名</p>	
甲	平成 29 年 12 月 25 日 資料	打合せ記録簿	<p>特定企業の社員情報</p> <p>○ 左記文書表中、特定企業の社員の氏名</p>	
丁		資料 1	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <p>○ 左記文書 1 頁目中、別紙 5 に掲げる非公開情報</p> <p>○ 左記文書 2 頁目から 10 頁目までの別紙 6 に掲げる非公開情報</p>	
丙		一体施行と単独施行の比較表	左記文書 1 頁目	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 上段表中第 5 欄第 33 項から第 8 欄第 33 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項 1 行目から 2 行目まで</p>
丁				<p>本件土地区画整理事業情報</p> <p>○ 4 行目から 5 行目 (文頭の「・」を除く。)、上段表中第 5 欄第 7 項から第 8 欄第 32 項まで、下段表中第 2 欄第 2 項 3 行目から 7 行目まで、第 2 欄第 2 項</p>
丙			左記文書 2 頁目	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 上段表中第 5 欄第 33 項から第 7 欄第 33 項まで、下段表中第 2 欄第 2 項 4 行目</p>
丁	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <p>○ 上段表中第 5 欄第 7 項から第 7 欄第 32 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項、第 2 欄第 2 項 1 行目から 3 行目まで、5 行目から 7 行目まで</p>			

別表3（原処分における非公開妥当情報一覧）＜続き＞

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丁	平成 29 年 12 月 25 日 資 料 ＜ 続 き ＞	事業 フ レーム 総 括 表 等 ( 一 体 施 行 )	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書1頁目表中、第4欄第7項から第5欄第36項まで</li> <li>○ 左記文書2頁目中、左側表中第6欄第3項から第7欄第28項まで、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の2行目、下段表中第1欄第2項から第7欄第2項までの項目の2行目</li> <li>○ 左記文書3頁目表中、第4欄第7項から第5欄第36項まで</li> <li>○ 左記文書4頁目中、6行目から9行目まで、左側表中第6欄第3項から第7欄第28項まで、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の2行目、右側下段表中第1欄第2項から第7欄第2項までの項目の2行目</li> <li>○ 左記文書5頁目及び6頁目中の各表の記載内容（項目名は除く。）</li> </ul>
丁	平成 29 年 12 月 25 日 資 料 ＜ 続 き ＞	事業 フ レーム 総 括 表 等 ( 単 独 施 行 )	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書1頁目表中、第4欄第7項から第5欄第35項まで</li> <li>○ 左記文書2頁目中、左側表中第6欄第3項から第7欄第28項まで、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の2行目、右側下段表中第1欄第2項から第7欄第2項までの項目の2行目</li> <li>○ 左記文書3頁目表中、第4欄第7項から第5欄第35項まで</li> <li>○ 左記文書4頁目中、5行目から8行目、左側表中第6欄第3項から第7欄第28項まで、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の2行目、右側下段表中第1欄第2項から第7欄第2項までの項目の2行目</li> <li>○ 左記文書5頁目及び6頁目中の各表の記載内容（項目名は除く。）</li> </ul>

別表 3 (原処分における非公開妥当情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丁	平成 29 年 12 月 25 日 資料 < 続き >	資料 3	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、各枠内の記載内容 (各枠内 1 行目は除く。)</li> <li>○ 左記文書 2 頁目表中、第 3 欄第 3 項から同欄第 8 項まで、第 5 欄第 3 項から同欄第 8 項まで</li> </ul>
丙		資料 4	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 2 頁目表中、第 3 欄第 14 項から第 7 欄第 21 項まで</li> </ul>
丙		道路騒音	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 2 頁目中、14 行目 22 文字目から 15 行目まで、上段表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 3 頁目中、5 行目 10 文字目から 13 文字目まで、6 行目 8 文字目から 11 文字目まで、7 行目 8 文字目から 12 文字目まで、10 行目 11 文字目から 14 文字目まで、11 行目 8 文字目から 11 文字目まで、12 行目 8 文字目から 12 文字目まで、15 行目 14 文字目から 17 文字目まで、16 行目 8 文字目から 11 文字目まで、17 行目 8 文字目から 12 文字目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 4 頁目中、4 行目 11 文字目から 14 文字目まで、5 行目 8 文字目から 11 文字目まで、6 行目 8 文字目から 12 文字目まで、9 行目 13 文字目から 16 文字目まで、10 行目 8 文字目から 11 文字目まで、11 行目 8 文字目から 12 文字目まで、14 行目 13 文字目から 16 文字目まで、15 行目 8 文字目から 11 文字目まで、16 行目 8 文字目から 12 文字目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 5 頁目中、4 行目 14 文字目から 17 文字目まで、5 行目 8 文字目から 11 文字目まで、6 行目 8 文字目から 12 文字目まで、10 行目、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> </ul>

別表 3 (原処分における非公開妥当情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丙	平成 29 年 12 月 25 日 資料 < 続き >	道路交通事故の減少	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 3 頁目中、6 行目 5 文字目から 8 文字目まで、7 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、11 行目 5 文字目から 8 文字目まで、12 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、16 行目 5 文字目から 8 文字目まで、17 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、21 行目 5 文字目から 8 文字目まで、22 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 4 頁目中、5 行目 5 文字目から 8 文字目まで、6 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、10 行目 5 文字目から 8 文字目まで、11 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、15 行目 5 文字目から 8 文字目まで、16 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、20 行目、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> </ul>
		道路混雑の緩和	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 2 頁目中、21 行目 22 文字目から 26 行目まで</li> <li>○ 左記文書 3 頁目中、6 行目 7 文字目から 10 文字目まで、7 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、8 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、11 行目 7 文字目から 10 文字目まで、12 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、13 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、16 行目 7 文字目から 10 文字目まで、17 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、18 行目 5 文字目から 8 文字目、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、21 行目 7 文字目から 10 文字目まで、22 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、23 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> </ul>

別表 3 (原処分における非公開妥当情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丙	平成 29 年 12 月 25 日 資料 < 続き >	道路混雑の緩和 < 続き >	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 4 頁目中、5 行目 7 文字目から 10 文字目まで、6 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、7 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、10 行目 7 文字目から 10 文字目まで、11 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、12 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、15 行目 7 文字目から 10 文字目まで、16 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、17 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、20 行目、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 5 頁目下段表中、第 2 欄第 2 項から第 7 欄第 13 項まで</li> <li>○ 左記文書 6 頁目中、9 行目 7 文字目から 10 文字目まで、10 行目 7 文字目から 11 文字目まで、11 行目 5 文字目から 8 文字目まで、14 行目 7 文字目から 10 文字目まで、15 行目 7 文字目から 11 文字目まで、16 行目 5 文字目から 8 文字目まで、19 行目 7 文字目から 10 文字目まで、20 行目 7 文字目から 11 文字目まで、21 行目 5 文字目から 8 文字目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 7 頁目中、5 行目 7 文字目から 10 文字目まで、6 行目 7 文字目から 11 文字目まで、7 行目 5 文字目から 8 文字目まで、10 行目 7 文字目から 10 文字目まで、11 行目 7 文字目から 11 文字目まで、12 行目 5 文字目から 8 文字目まで、15 行目 7 文字目から 10 文字目まで、16 行目 7 文字目から 11 文字目まで、17 行目 5 文字目から 8 文字目まで、20 行目 7 文字目から 10 文字目まで、21 行目 7 文字目から 11 文字目まで、22 行目 5 文字目から 8 文字目まで、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 8 頁目中、5 行目、13 行目、16 行目、19 行目、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> </ul>

別表3（原処分における非公開情報一覧）＜続き＞

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報	
丁	平成 29 年 12 月 25 日 資料 <続き>	不動産鑑定速報値	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、2 行目から 5 行目まで、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 2 頁目中、5 行目 4 文字目から 7 文字目まで、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 3 頁目中、4 行目、6 行目、7 行目 4 文字目から 7 文字目まで、10 行目、12 行目、13 行目 4 文字目から 7 文字目まで、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 4 頁目中、4 行目、6 行目、7 行目 4 文字目から 7 文字目まで、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 5 頁目中、4 行目、6 行目、7 行目 4 文字目から 7 文字目まで、10 行目、12 行目、13 行目 4 文字目から 7 文字目まで、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 6 頁目中、4 行目、6 行目、7 行目 4 文字目から 7 文字目まで、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> <li>○ 左記文書 7 頁目及び 8 頁目中、別紙 7 に掲げる非公開情報部分</li> <li>○ 左記文書 9 頁目及び 10 頁目中、別紙 8 に掲げる非公開情報部分</li> </ul>	
甲		打合せ記録簿	<p>特定企業の社員情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項までを 1 つとする項目のうち、6 行目 6 文字目から 7 文字目まで、14 文字目から 15 文字目まで</li> </ul>	
丙	平成 30 年 1 月 23 日 資料	資料 1	左記文書 1 頁目	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上段表中第 5 欄第 32 項から第 8 欄第 32 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項 1 行目から 2 行目まで、6 行目から 7 行目まで、第 2 欄第 2 項 3 行目</li> </ul>
丁				<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4 行目、上段表中第 5 欄第 7 項から第 8 欄第 31 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項 3 行目から 5 行目まで、第 2 欄第 2 項 1 行目から 2 行目まで</li> </ul>

別表 3 (原処分における非公開妥当情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丙	平成 30 年 1 月 23 日 資料 < 続き >	資料 1 < 続き >	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 上段表中第 5 欄第 32 項から第 7 欄第 32 項まで、下段表中第 2 欄第 2 項 5 行目</p>
丁			<p>左記文書 2 頁目</p> <p>本件土地区画整理事業情報</p> <p>○ 上段表中第 5 欄第 7 項から第 7 欄第 31 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項、第 2 欄第 2 項 1 行目から 4 行目まで</p>
丁			<p>本件土地区画整理事業情報</p> <p>○ 左記文書 3 頁目中、3 行目、表中第 4 欄第 7 項から第 5 欄第 37 項まで</p> <p>○ 左記文書 4 頁目中、3 行目から 4 行目まで、6 行目から 7 行目まで、9 行目から 10 行目まで、左側表中第 6 欄第 3 項から第 7 欄第 28 項まで、右側上段表中第 3 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項までの項目のうち 2 行目、右側中段表中第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項までの項目のうち 2 行目、右側下段表中第 1 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項までの項目の 2 行目</p> <p>○ 左記文書 5 頁目中、各表の記載内容 (項目名は除く。)</p> <p>○ 左記文書 6 頁目中、3 行目、表中第 4 欄第 2 項から第 5 欄第 35 項まで</p> <p>○ 左記文書 7 頁目中、3 行目から 4 行目まで、6 行目から 7 行目まで、9 行目から 10 行目まで、左側表中第 6 欄第 3 項から第 8 欄第 28 項まで、右側上段表中第 3 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項までの項目のうち 2 行目、右側中段表中第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項までの項目のうち 2 行目、右側下段表中第 1 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項までの項目のうち 2 行目</p> <p>○ 左記文書 8 頁目中、各表の記載内容 (項目名は除く。)</p> <p>○ 左記文書 9 頁目中、3 行目、表中第 4 欄第 7 項から第 5 欄第 37 項まで</p>

別表 3 (原処分における非公開妥当情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丁	平成 30 年 1 月 23 日 資 料 < 続き >	資料 1 < 続き >	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 10 頁目中、左側表中第 6 欄第 3 項から第 7 欄第 28 項まで、右側上段表中第 3 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項までの項目のうち 2 行目、右側中段表中第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項までの項目のうち 2 行目、右側下段表中第 1 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項までの項目のうち 2 行目</li> <li>○ 左記文書 11 頁目中、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> <li>○ 左記文書 12 頁目中、3 行目、表中第 4 欄第 7 項から第 5 欄第 36 項まで</li> <li>○ 左記文書 13 頁目中、左側表中第 6 欄第 3 項から第 7 欄第 28 項まで、右側上段表中第 3 欄第 3 項から第 9 欄第 3 項までの項目のうち 2 行目、右側中段表中第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項までの項目のうち 2 行目、右側下段表中第 1 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項までの項目のうち 2 行目</li> <li>○ 左記文書 14 頁目中、各表の記載内容 (項目名は除く。)</li> </ul>
		丙	< 続き >
乗車時間の短縮	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書 1 頁目中、7 行目から 11 行目 (文頭の「・」を除く。)、14 行目から 17 行目まで (文頭の丸囲み数字及び「・」を除く。)、20 行目から 21 行目まで、表中第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 6 項まで ○ 左記文書 2 頁目中、3 行目から 6 行目まで (文頭の丸囲み数字及び「・」を除く。)、10 行目、表中第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 6 項まで ○ 左記文書 3 頁目中、20 行目から 21 行目まで (文頭の「・」を除く。)		
交通費用の減少	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書中、7 行目から 9 行目まで (文頭の「・」を除く。)		
乗換利便性の向上	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書中、7 行目から 9 行目まで (文頭の「・」を除く。)		



別表3（原処分における非公開妥当情報一覧）＜続き＞

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丙	平成30年1月23日資料 ＜続き＞	車両内混雑度の緩和	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 左記文書中、7行目、12行目25文字目から32文字目まで、15行目から16行目まで、20行目から25行目まで、上段表中第2欄第2項から第4欄第4項まで、中段表及び下段表の記載内容（項目名は除く。）</p> <p>※文頭の「・」及び「⇒」を除く。）</p>
		駅アクセス・イグレス時間の短縮	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 左記文書1頁目中、7行目2文字目から8行目まで</p> <p>○ 左記文書2頁目中、3行目3文字目から27文字目まで、表中第2欄第2項から第4欄第6項まで</p> <p>○ 左記文書4頁目中、3行目3文字目から29文字目まで、9行目、上段表中第4欄第2項から同欄第11項まで、中段表中第2欄第2項から第4欄第6項まで、下段表中第3欄第2項から第9欄第12項まで、第10欄第1項から同欄第12項までを1つとする項目のうち2行目から6行目まで</p> <p>○ 左記文書5頁目中、8行目2文字目から10行目まで</p>
		固定資産税・都市計画税の増加	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 左記文書3頁目中、10行目、図すべて</p> <p>○ 左記文書5頁目中、各表すべて</p> <p>○ 左記文書6頁目中、4行目、表中第2欄第2項1行目から2行目まで、第3欄第2項3行目、第4欄第2項3行目、第6欄第2項1行目から2行目まで、第7欄第2項3行目、第8欄第2項3行目、第2欄第3項から第9欄第3項まで</p>
		新駅に対する両市の負担	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 左記文書中、4行目から7行目まで、9行目、11行目から19行目まで、21行目</p> <p>※ 文頭の「・」は除く。</p>

別表 4 (公開すべき情報一覧)

区分	文書名	文書内訳	公開すべき情報
甲	平成 29 年 7 月 20 日 資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項までを 1 つとする項目のうち 11 文字目から 12 文字目まで
		業務実施計画書	特定企業の社員情報 ○ 左記文書 3 頁目中、支社長の氏名
甲	平成 29 年 11 月 1 日 資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項までを 1 つとする項目のうち 11 文字目から 12 文字目まで
丁		施行者比較参考資料	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書 1 頁目表中、第 2 欄第 3 項から第 3 欄第 3 項まで
甲	平成 29 年 11 月 9 日 資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項までを 1 つとする項目のうち、11 文字目から 12 文字目まで
甲	平成 29 年 11 月 17 日 資料	打合せ記録簿	特定企業の社員情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項までを 1 つとする項目のうち 11 文字目から 12 文字目まで
丁		一体施行と個別施行のメリット・デメリット	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書 1 頁目中、最上段左側表中第 4 欄第 4 項から第 6 欄第 4 項まで、最上段右側表中第 1 欄第 4 項から第 2 欄第 4 項まで ○ 左記文書 2 頁目中、最上段左側表中第 4 欄第 4 項から第 6 欄第 4 項まで、最上段右側表中第 1 欄第 4 項から第 2 欄第 4 項まで
乙		資料 3	特定事業内容等情報 ○ 左記文書表中、第 12 欄第 4 項から第 17 欄第 34 項まで、第 19 欄第 4 項から第 23 欄第 34 項まで
丙		資料 5	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書 2 頁目中、5 行目から 8 行目まで、10 行目から 16 行目まで、17 行目、図すべて ※文頭の「・」は除く。

別表4（公開すべき情報一覧）＜続き＞

区分	文書名	文書内訳	公開すべき情報
丙	平成 29 年 11 月 17 日 資料 <続き>	資料 5 <続き>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 3 頁目中、4 行目 2 文字目から 5 行目まで、7 行目</li> <li>○ 左記文書 5 頁目中、4 行目から 8 行目まで、10 行目から 11 行目まで ※文頭の「・」及び丸囲み数字は除く。</li> <li>○ 左記文書 6 頁目中、1 行目 1 文字目から 18 文字目まで、図すべて</li> <li>○ 左記文書 7 頁目中、5 行目 4 文字目から 6 行目まで（文頭の「・」は除く。）</li> <li>○ 左記文書 8 頁目中、中段表中第 6 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項までを 1 つとする項目のうち 1 文字目から 3 文字目まで</li> <li>○ 左記文書 9 頁目中、5 行目から 6 行目まで（文頭の「・」は除く。）、10 行目 8 文字目から 20 文字目まで</li> </ul>
甲	平成 29 年 11 月 27 日 資料	打合せ記録簿	<p>特定企業の社員情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項までを 1 つとする項目のうち 10 文字目から 11 文字目まで</li> </ul>
丙	平成 29 年 12 月 25 日 資料	一体施行と単独施行の比較表	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、第 5 欄第 34 項から第 8 欄第 35 項まで</li> <li>○ 左記文書 2 頁目中、第 5 欄第 34 項から第 7 欄第 35 項まで</li> </ul>
丁		事業フレーム総括表等（一体施行）	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目表中、第 3 欄第 7 項から同欄第 36 項まで</li> </ul>
丁		事業フレーム総括表等（単独施行）	<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目表中、第 3 欄第 7 項から同欄第 35 項まで</li> </ul>
丙		資料 4	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 2 頁目表中、第 3 欄第 12 項から第 7 欄第 13 項まで</li> </ul>

別表4（公開すべき情報一覧）＜続き＞

区分	文書名	文書内訳	公開すべき情報
丙	平成 29 年 12 月 25 日 資料 < 続き >	CO2 排出量の削減	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書1頁目中、21行目25文字目から27行目まで（文頭の「<input checked="" type="checkbox"/>」は除く。）</li> <li>○ 左記文書2頁目中、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> </ul>
丙		NOX 排出量の削減	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書1頁目中、22行目25文字目から28行目まで（文頭の「<input checked="" type="checkbox"/>」は除く。）</li> <li>○ 左記文書2頁目中、各表の記載内容（項目名は除く。）</li> </ul>
甲	平成 30 年 1 月 23 日 資料	打合せ記録簿	<p>特定企業の社員情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書表中、第2欄第2項から第4欄第2項までを1つとする項目のうち、10文字目から11文字目まで</li> </ul>
丙		資料1	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書1頁目中、上段表中第5欄第33項から第8欄第34項まで</li> <li>○ 左記文書2頁目中、上段表中第5欄第33項から第7欄第34項まで</li> </ul>
丁			<p>本件土地区画整理事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書4頁目中、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の1行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の1行目</li> <li>○ 左記文書7頁目中、右側上段表中第3欄第2項から第9欄第2項までの項目の1行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の1行目、右側下段表中第1欄第2項から第7欄第2項までの項目の1行目</li> <li>○ 左記文書10頁目中、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の1行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の1行目、右側下段表中第1欄第2項から第7欄第2項までの項目の1行目</li> <li>○ 左記文書13頁目中、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の1行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の1行目、右側下段表中第1欄第2項から第7欄第2項までの項目の1行目</li> </ul>

別表4（公開すべき情報一覧）＜続き＞

区分	文書名	文書内訳	公開すべき情報
丙	平成30年1月23日資料 ＜続き＞	総括表	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 左記文書表中、第3欄第12項から第7欄第13項まで</p>
		乗車時間の短縮	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 左記文書1頁目中、18行目2文字目から19行目まで、表中第1欄第1項から同欄第5項まで</p> <p>○ 左記文書2頁目中、7行目から9行目まで、11行目3文字目から17行目まで、表中第1欄第1項から同欄第5項まで</p> <p>※文頭の「・」及び「⇒」は除く。</p> <p>○ 左記文書3頁目中、4行目から5行目まで、7行目から14行目まで、16行目から19行目まで、22行目から23行目まで、上段図すべて、下段図すべて</p> <p>※文頭の「・」、「⇒」及び「※」は除く。</p>
		交通費用の減少	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 左記文書中、10行目から11行目、17行目2文字目から18行目まで</p>
		乗換利便性の向上	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 左記文書中、5行目から6行目まで、10行目から11行目まで、17行目から22行目まで</p> <p>※文頭の「・」は除く。</p>
		車両内混雑度の緩和	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 左記文書中、17行目、19行目、上段表中第1欄第2項から同欄第3項まで</p> <p>※文頭の「※」及び「・」は除く。</p>
		駅アクセス・イグレス時間の短縮	<p>本件費用負担割合情報</p> <p>○ 左記文書1頁目中、9行目4文字目から17行目まで（文頭の「・」及び「※」を除く。）、図すべて</p> <p>○ 左記文書2頁目中、4行目から7行目まで（文頭の「・」を除く。）、表中第1欄第1項から同欄第5項まで、図すべて</p> <p>○ 左記文書3頁目中、3行目4文字目から8行目まで（文頭の「・」を除く。）、図すべて</p>

別表 4 (公開すべき情報一覧) < 続き >

区分	文書名	文書内訳	公開すべき情報
丙	平成 30 年 1 月 23 日 資 料 < 続き >	駅アクセス・イグレス時間の短縮 < 続き >	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 4 頁目中、4 行目から 5 行目まで、6 行目 3 文字目から 8 行目まで、上段表中第 4 欄第 2 項から同欄第 11 項までを除くすべて、中段表中第 1 欄第 1 項から同欄第 5 項まで、下段表中第 1 欄第 1 項から第 2 欄第 12 項まで、第 3 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項まで、第 10 欄第 1 項から同欄第 12 項までを 1 つとする項目のうち 1 行目 ※文頭の「・」は除く。</li> <li>○ 左記文書 5 頁目中、3 行目から 7 行目まで、11 行目から 12 行目まで ※文頭の「・」は除く。</li> </ul>
		固定資産税・都市計画税の増加	<p>本件費用負担割合情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、7 行目から 14 行目まで、18 行目から 33 行目まで ※文頭の「・」及び「※」は除く。</li> <li>○ 左記文書 2 頁目中、3 行目、図すべて</li> <li>○ 左記文書 3 頁目中、3 行目 2 文字目から 4 行目まで、6 行目から 8 行目まで、9 行目 1 文字目から 15 文字目まで</li> <li>○ 左記文書 7 頁目中、3 行目、図すべて</li> </ul>

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、行数の数え方に特に指定がある場合は、それによる。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。







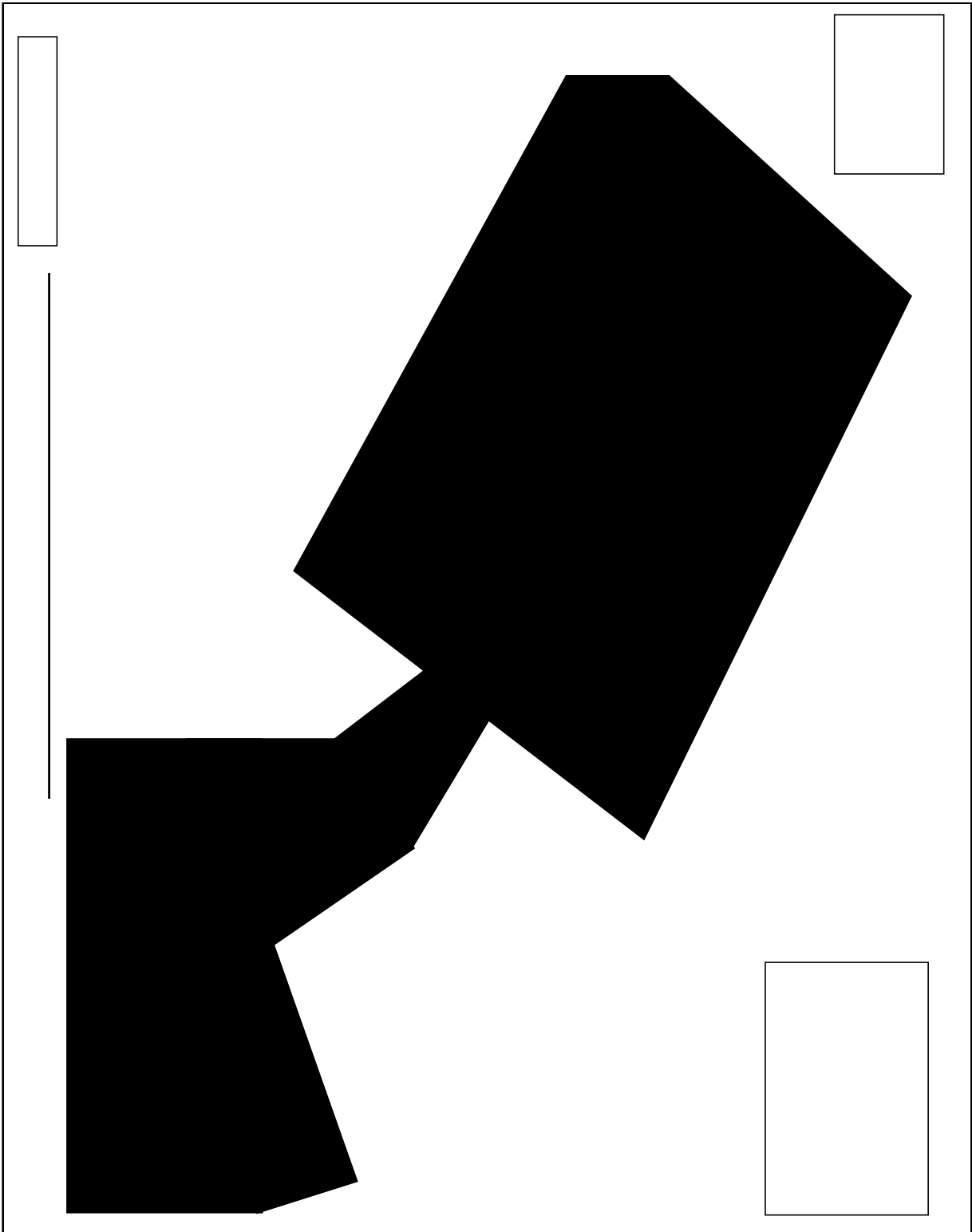




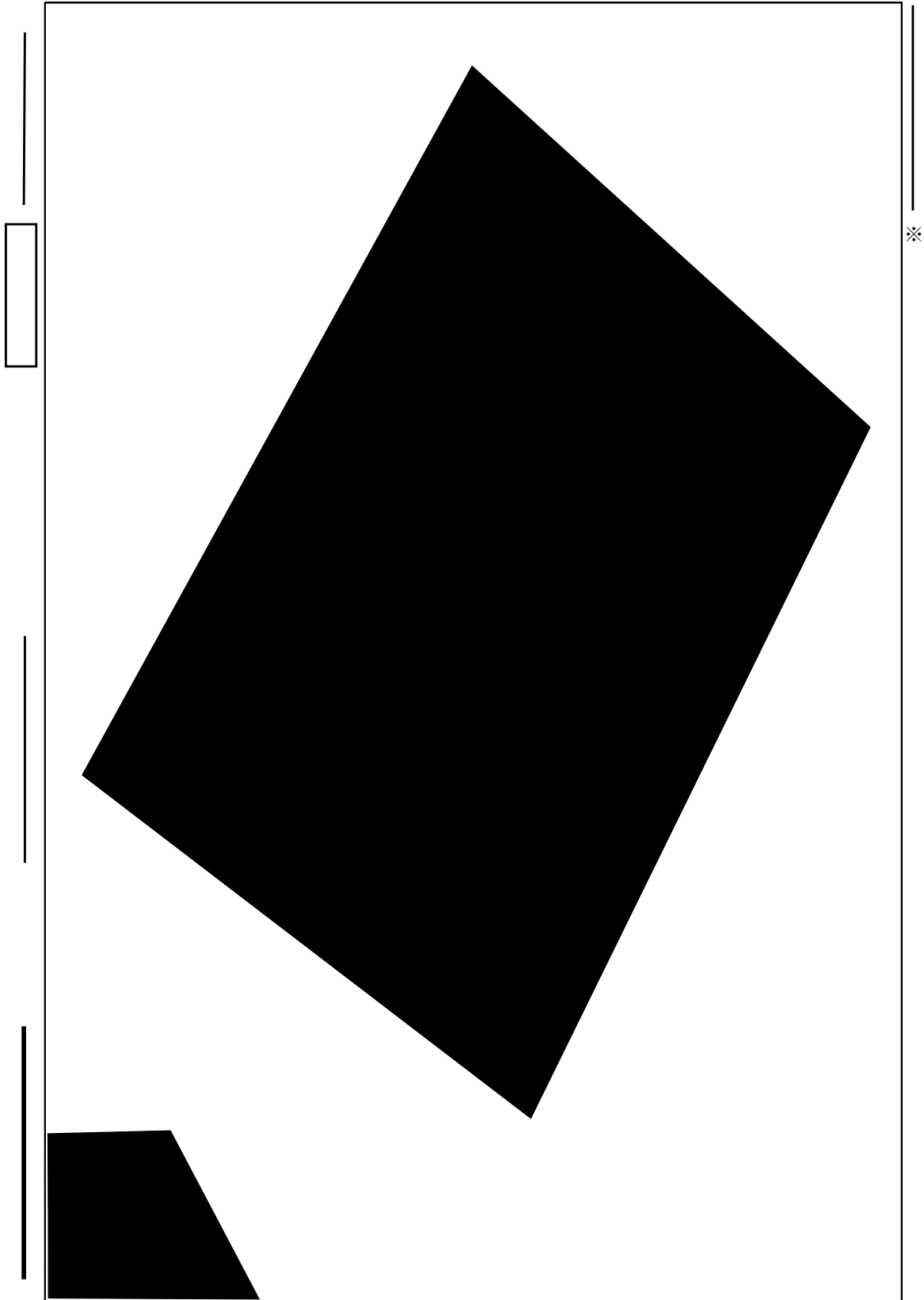
別紙 5 (凡例 :            非公開情報)

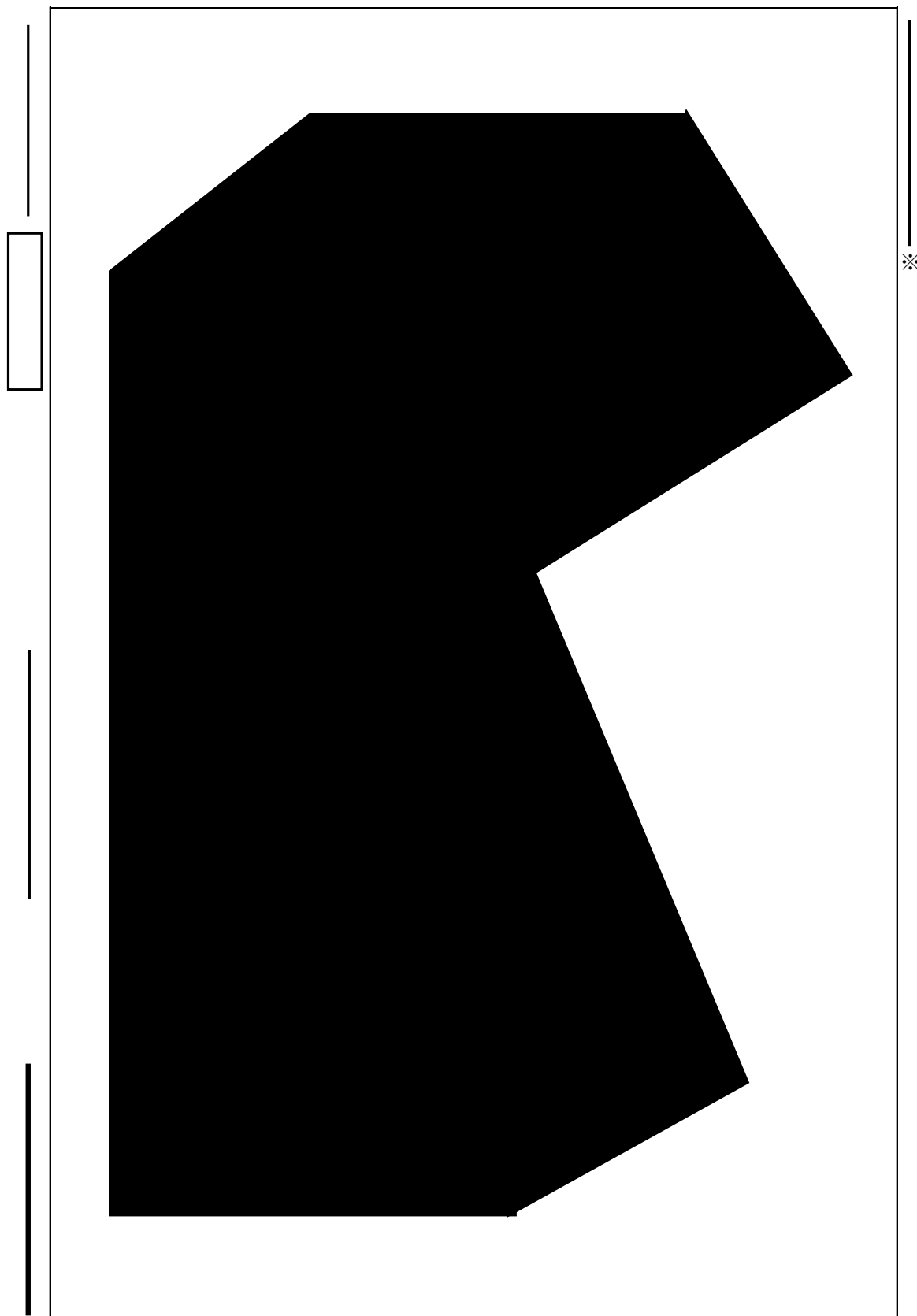
The diagram consists of a grid with 14 rows and 4 columns. The grid is divided into four vertical sections by three vertical lines. The first section (leftmost) has a vertical double line to its left and a large blacked-out area covering its entire height. The second section has a vertical double-headed arrow in its center, with a blacked-out area in the middle. The third and fourth sections have a vertical double line to their right. The grid contains various shaded patterns: a light gray stippled pattern in the first column, a dark gray diagonal pattern in the second and fourth columns, and a medium gray diagonal pattern in the third column. A vertical double line is on the far left, and another vertical double line is on the far right. An asterisk (\*) is located on the right side of the grid, between the second and third columns.

別紙6 (凡例 :            非公開情報)



別紙 7 (凡例 :  非公開情報)





## 別紙 9

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 6 月 5 日	○ 諮問
平成 31 年 2 月 26 日 (第 193 回部会)	○ 審議
3 月 29 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
令和元年 5 月 23 日 (第 196 回部会)	○ 審議
6 月 20 日 (第 197 回部会)	○ 審議
7 月 25 日 (第 198 回部会)	○ 審議
12 月 5 日 (第 202 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和2年1月24日現在) (五十音順)